

京都市告示第 263 号

京都市観光駐車場条例第 3 条ただし書の規定に基づき、京都市嵐山観光駐車場の供用時間を次のとおり変更します。

平成 18 年 10 月 27 日

京都市長 梶本 頼兼

駐車場名	期 間	変 更 供 用 時 間	現 行 供 用 時 間
京 都 市 嵐 山 観 光 駐 車 場	平成 18 年 11 月 1 日 から同年 11 月 30 日 まで	午前 7 時 30 分から 午後 10 時まで	午前 0 時から 午後 12 時まで

(建設局管理部建設総務課)